

メディカルコントロール 体制に関する実態調査結果

令和3年1月

消防庁

■□目 次□■

第1章 調査概要

1. 調査の目的
2. 調査方法
 - (1) 対象
 - (2) 調査票の配布・回収方法
3. 調査名

第2章 メディカルコントロール協議会票の結果

第1節 メディカルコントロール協議会

1. メディカルコントロール協議会の構成員（都道府県 MC・地域 MC）
2. メディカルコントロール協議会の予算負担者（都道府県 MC・地域 MC）
3. 協議会で取り上げられた課題（都道府県 MC・地域 MC）
4. 救急搬送体制及び救急医療体制に係る調整に関する役割（都道府県 MC・地域 MC）
5. 法定協議会としての位置付け（都道府県 MC）

第2節 救急活動

1. 救急活動プロトコル
 - (1) 救急活動プロトコルの改訂（G2015に関する改訂）（都道府県 MC・地域 MC）
 - (2) 救急活動プロトコルの改訂（新型コロナウイルス感染症に関する改訂）（都道府県 MC・地域 MC）
2. オンライン MCに関する取組（都道府県 MC・地域 MC）
3. 事後検証体制
 - (1) 医師による事後検証の実施状況（都道府県 MC・地域 MC）
 - (2) 医師による事後検証の基準（都道府県 MC・地域 MC）

第3節 救急に携わる職員の教育

1. 指導救命士の認定
 - (1) 指導救命士の認定状況（都道府県 MC）
 - (2) 指導救命士を活用した取組（都道府県 MC・地域 MC）
2. 通信指令員の救急に係る教育
 - (1) 教育の実施状況（都道府県 MC・地域 MC）
 - (2) 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」の活用（都道府県 MC・地域 MC）
 - (3) 口頭指導要領の策定（都道府県 MC・地域 MC）
 - (4) 口頭指導に係る事後検証の実施（都道府県 MC・地域 MC）
3. テロ災害等への対応力向上
 - (1) 救命止血帯（ターニケット）の教育状況（都道府県 MC・地域 MC）
 - (2) 消防本部からの指導協力要請（都道府県 MC・地域 MC）
4. 心肺蘇生を望まない傷病者への対応
 - (1) 対応方針の策定（都道府県 MC・地域 MC）
 - (2) 対応方針の内容（都道府県 MC・地域 MC）

第3章 消防本部票の調査結果

第1節 指導救命士

1. 指導救命士の配置
2. 指導救命士の役割

第2節 救急救命士の再教育

1. 救急ワークステーションの運用
2. 救急救命士の再教育の実施状況

第3節 通信指令員の救急に係る教育及び口頭指導

1. 教育の実施状況
2. 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」の活用
3. 口頭指導要領の策定及び地域MCの確認
4. 口頭指導に係る事後検証の実施

第4節 テロ災害等への対応力向上

1. 救命止血帯（ターニケット）の教育状況
2. 救命止血帯（ターニケット）の配備状況

第5節 心肺蘇生を望まない傷病者への対応

1. 対応方針の策定
2. 対応方針の内容

第6節 救急隊の感染防止対策

1. 感染防止対策マニュアルの整備
2. 感染防止に関する研修の実施状況

第1章 調査概要

1. 調査の目的

救急業務の質の維持・向上等を目的として、救急業務において重要な役割を担うメディカルコントロール（以下「MC」という。）に関し、MC協議会の体制、開催状況等をはじめとする全国の実態を調査・把握するために実施した。

2. 調査方法

(1) 対象

全国の都道府県MC協議会、地域MC協議会、消防本部を対象として、それぞれに調査票を作成した。なお、都道府県内に地域MC協議会を設置していない都道府県については、地域MC協議会の役割を都道府県MC協議会が担っていることから、都道府県MC協議会に地域MC協議会の調査票の回答も依頼した。

対象数は、以下のとおり。

- 都道府県MC協議会 47 協議会
- 地域MC協議会 251 協議会
- 消防本部 726 消防本部

(2) 調査票の配布・回収方法

いずれの調査対象についても、各都道府県消防防災主管部（局）を通じて調査票（電子ファイル）をメールで配布し、回答結果を都道府県が取りまとめた上で、消防庁が電子メールで回収した。

3. 調査名

(1) 「救急救命体制の整備・充実にに関する調査」及び「メディカルコントロール体制等の実態に関する調査」

(ア) 期間

令和2年8月3日～令和2年8月26日

(イ) 基準日

令和2年8月1日（昨年比較：令和元年8月1日）

(ウ) 回収率

100%

第2章 メディカルコントロール協議会票の結果

第1節 メディカルコントロール協議会

1. メディカルコントロール協議会の構成員

構成員については、以下のとおり。

図表1 MC協議会の構成員と人数（都道府県MC票・地域MC票）（複数回答）

構成員種別	都道府県MC (N=47)		地域MC (N=251)	
	MC数※	平均値	MC数※	平均値
①救命救急センターの医師	44	4.9人	168	2.5人
②救命救急センター以外の救急科専門医	31	2.6人	117	2.9人
③救急科以外の医師	43	5.1人	212	5.6人
④医師会の医師	47	2.7人	238	3.2人
④のうち救急専門医	8	1.5人	17	1.6人
⑤保健所の医師	15	1.7人	177	1.4人
⑤のうち救急専門医	0	0.0人	0	0.0人
⑦都道府県衛生主幹部局の課長等	40	1.4人	96	1.4人
⑧都道府県消防防災主幹部局の課長等	40	1.2人	136	1.2人
⑨消防本部の消防長、救急担当部課長等（管理監督者）	46	6.4人	236	3.5人
⑩都道府県の要綱等で定めた指導救命士	4	5.1人	64	3.8人
⑪消防本部の通信指令担当課長	0	0.0人	16	1.4人
⑫その他	29	3.0人	113	4.1人

※表中の「MC数」とは、各構成員について「1人以上配置している」と回答したメディカルコントロール協議会数を計上

「その他」に挙げられた回答

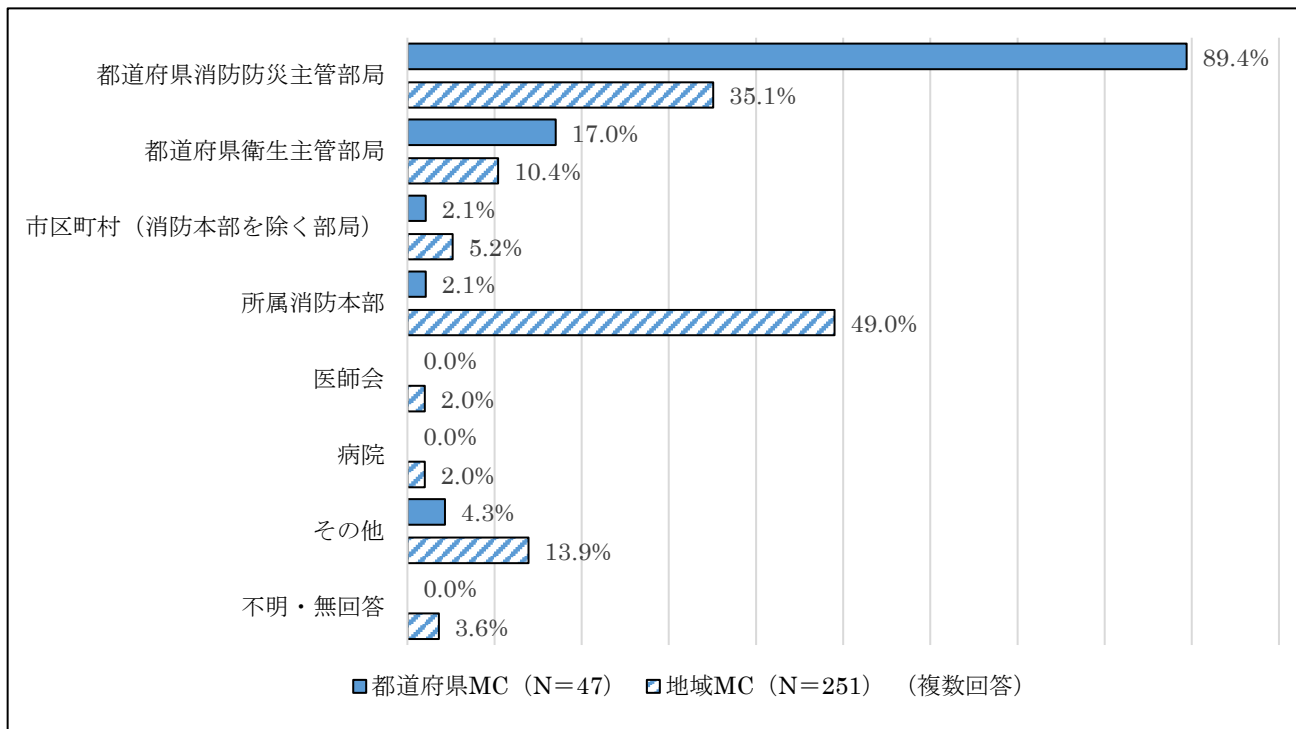
<input type="checkbox"/> 地域MC会長	<input type="checkbox"/> 看護協会	<input type="checkbox"/> 警察職員	<input type="checkbox"/> 災害医療コーディネーター	<input type="checkbox"/> 学識経験者
<input type="checkbox"/> 消防学校長	<input type="checkbox"/> 医療法規専門家	<input type="checkbox"/> 弁護士	<input type="checkbox"/> 市町村会	など

2. メディカルコントロール協議会の予算負担者

○都道府県MC協議会の予算については、都道府県消防防災主管部局の89.4%が最多。

○地域MC協議会の予算については、所属消防本部（49.0%）、都道府県消防防災主管部局（35.1%）の順に負担している団体が多い。

図表2 令和2年度 予算負担者（都道府県MC票・地域MC票）



「その他」に挙げられた回答

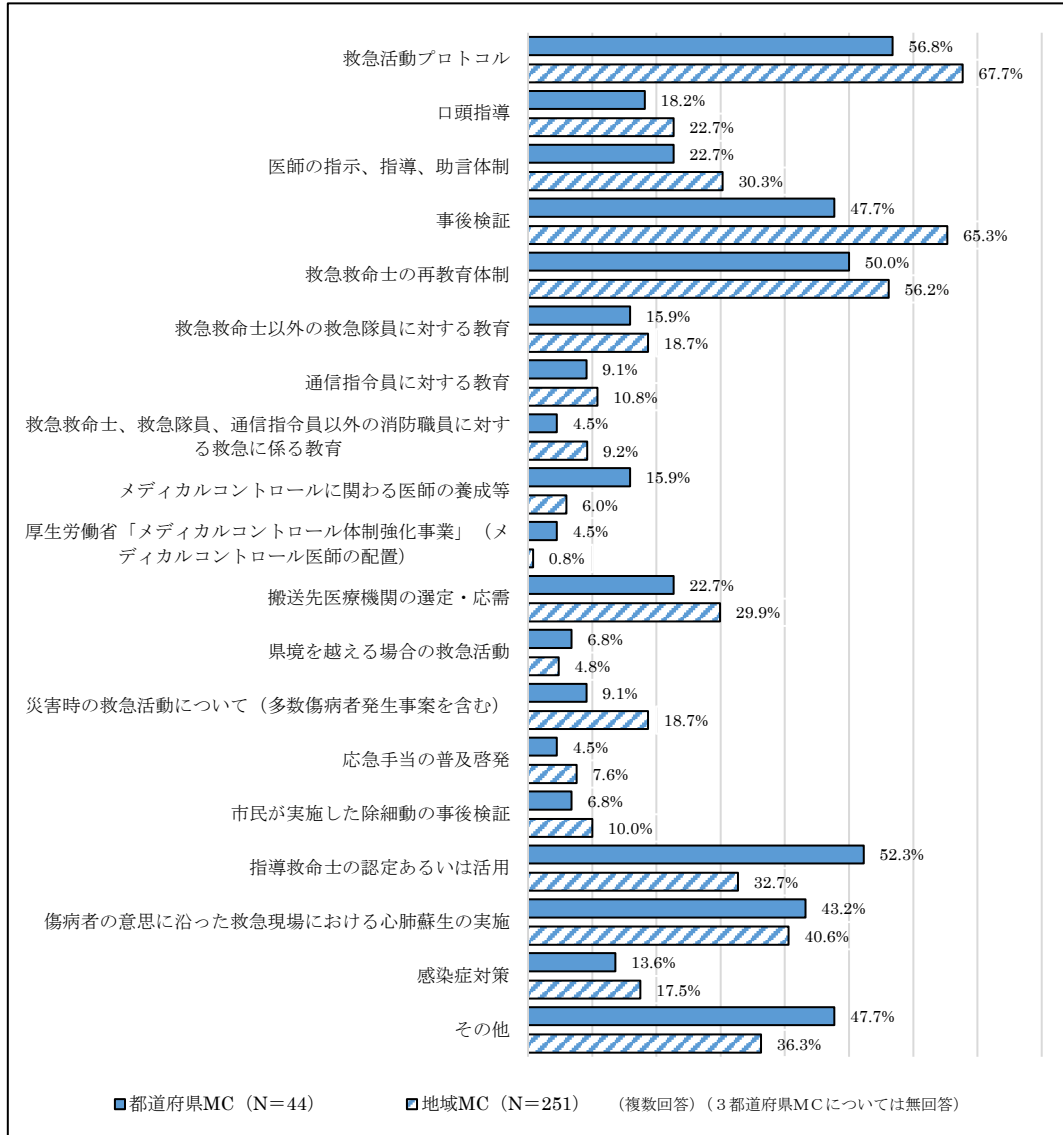
○救急・医療に関する協議会（地域包括医療協議会、救急業務高度化推進協議会） ○保健所 など

3. 協議会で取り上げられた課題

○都道府県MC：「救急活動プロトコル」、「指導救命士の認定あるいは活用」、「救急救命士の再教育体制」の順に多い。

○地域MC：「救急活動プロトコル」、「事後検証」、「救急救命士の再教育体制」の順に多い。

図表3 取り上げられた課題（都道府県MC票、地域MC票）



「その他」に挙げられた回答

(都道府県MC票)

- 救急安心センター事業（#7119）について ○救急車内滞在時間の短縮について
- 傷病者の搬送及び受入れの実施基準について ○新型コロナウイルス感染症への対応について
- テロ災害等による対応力向上としての止血に関する教育について など

(地域MC票)

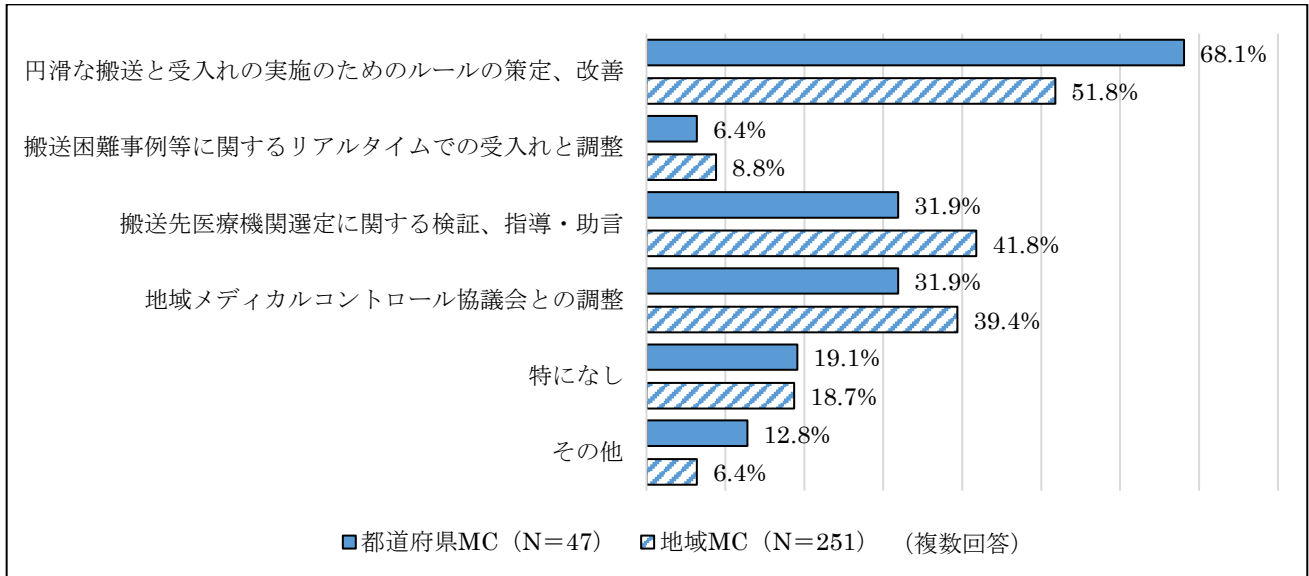
- 気管挿管・ビデオ硬性喉頭鏡病院実習について ○救急ワークステーションについて
- 傷病者の搬送及び受入れの実施基準について ○新型コロナウイルス感染症対応について
- 心肺蘇生を望まない傷病者への対応について ○転院搬送について ○12誘導心電図について など

4. 救急搬送体制及び救急医療体制に係る調整に関する役割

○都道府県MC：「円滑な搬送と受入れの実施のためのルールの策定、改善」の回答が最多。

○地域MC：「円滑な搬送と受入れの実施のためのルールの策定、改善」と「搬送先医療機関選定に関する検証、指導・助言」の順に多い。

図表4 救急搬送体制に係る調整に関するMC協議会の役割（都道府県MC票、地域MC票）



「その他」に挙げられた回答 (都道府県MC票)

○救急体制の調査研究 ○指示医師及び救急救命士の研修 ○搬送困難事例等の検討 など

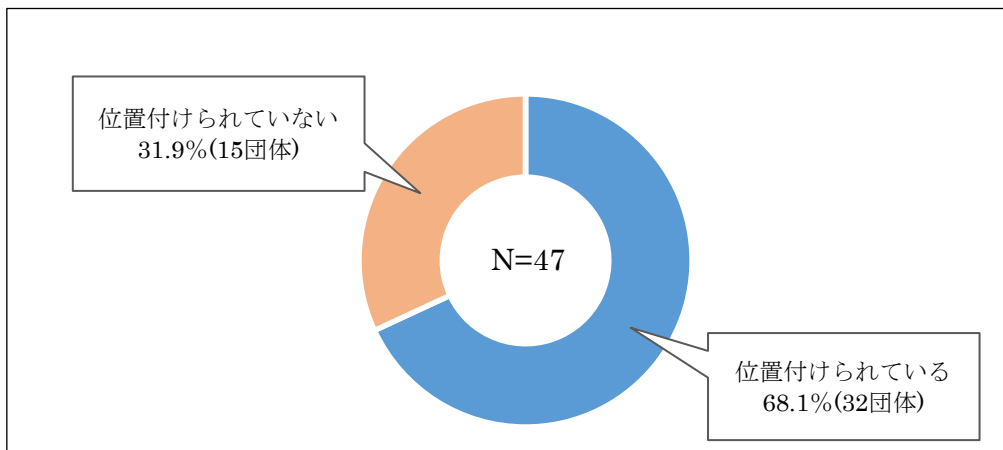
(地域MC票)

○気管挿管・ビデオ硬性喉頭鏡病院実習等について ○12誘導心電図導入について
○転院搬送ガイドライン ○心肺蘇生を望まない傷病者への対応について ○症例検討会の開催 など

5. 法定協議会としての位置付け

○都道府県MC協議会の68.1%が、消防法第35条の8に定める法定協議会として位置付けられていると回答した。

図表5 法定協議会としての位置付け（都道府県MC票）



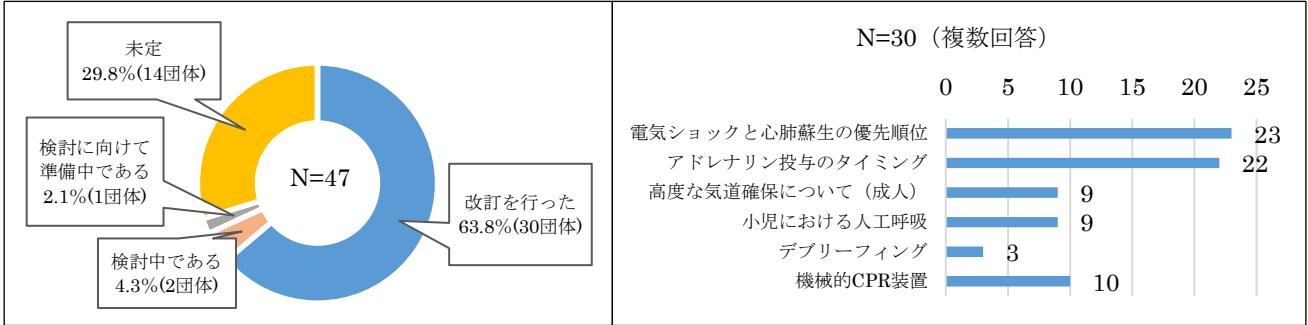
第2節 救急活動

1. 救急活動プロトコル

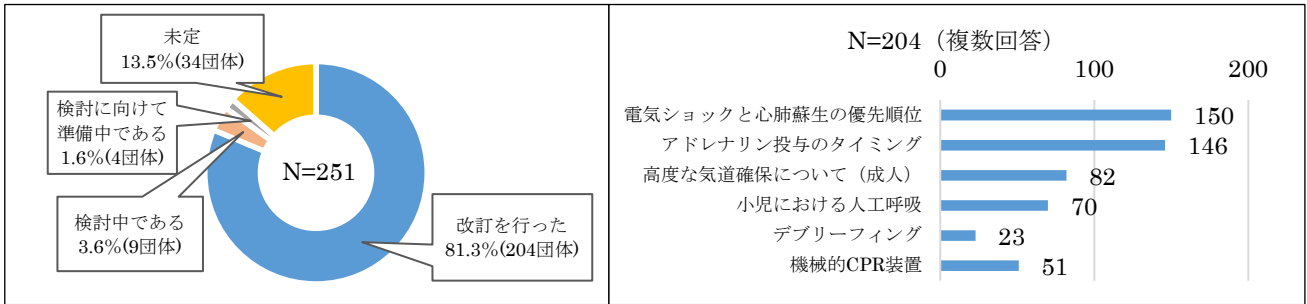
(1) 救急活動プロトコルの改訂（G2015に関する改訂）（ガイドライン改正後から）

○都道府県MC、地域MCともに改訂された内容としては、「電気ショックと心肺蘇生の優先順位」、「アドレナリン投与のタイミング」の回答が多い。

図表6 救急活動プロトコル改定状況（都道府県MC票・G2015に関する改訂）



(地域MC票・G2015に関する改訂)

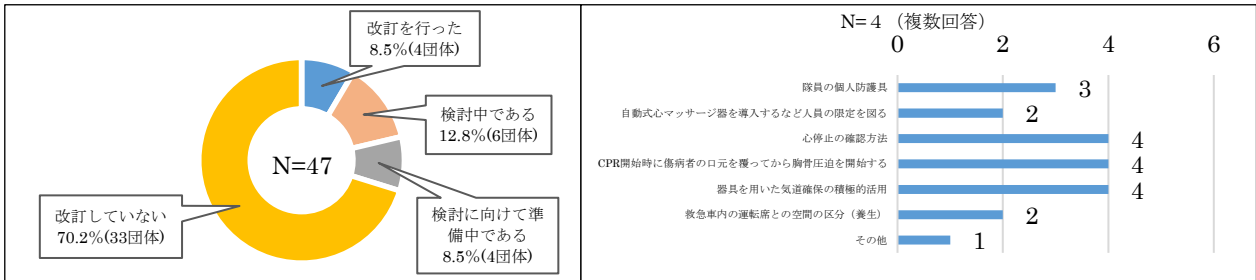


(2) 救急活動プロトコルの改訂（新型コロナウイルス感染症に関する改訂）

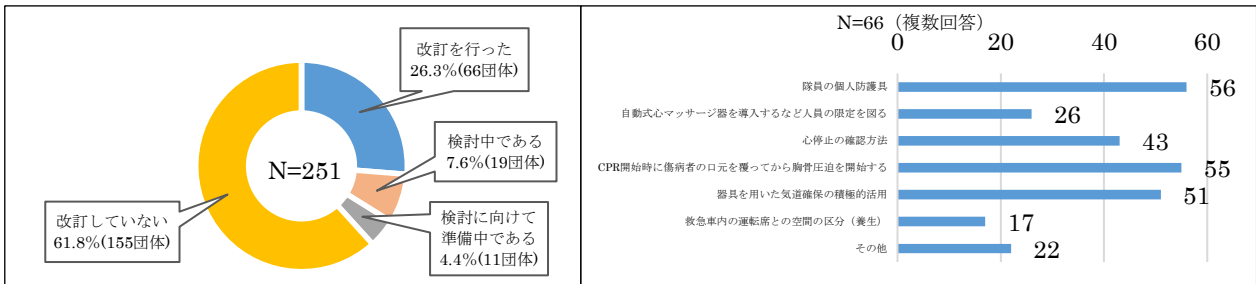
○都道府県MC：「心停止の確認方法」、「CPR開始時に傷病者の口元を覆ってから胸骨圧迫を開始する」「器具を用いた気道確保の積極的活用」が最多。

○地域MC：「隊員の個人防護具」、「CPR開始時に傷病者の口元を覆ってから胸骨圧迫を開始する」の順に多い。

図表7 救急活動プロトコル改定状況（都道府県MC票・新型コロナウイルス感染症に関する改訂）



(地域MC票・新型コロナウイルス感染症に関する改訂)

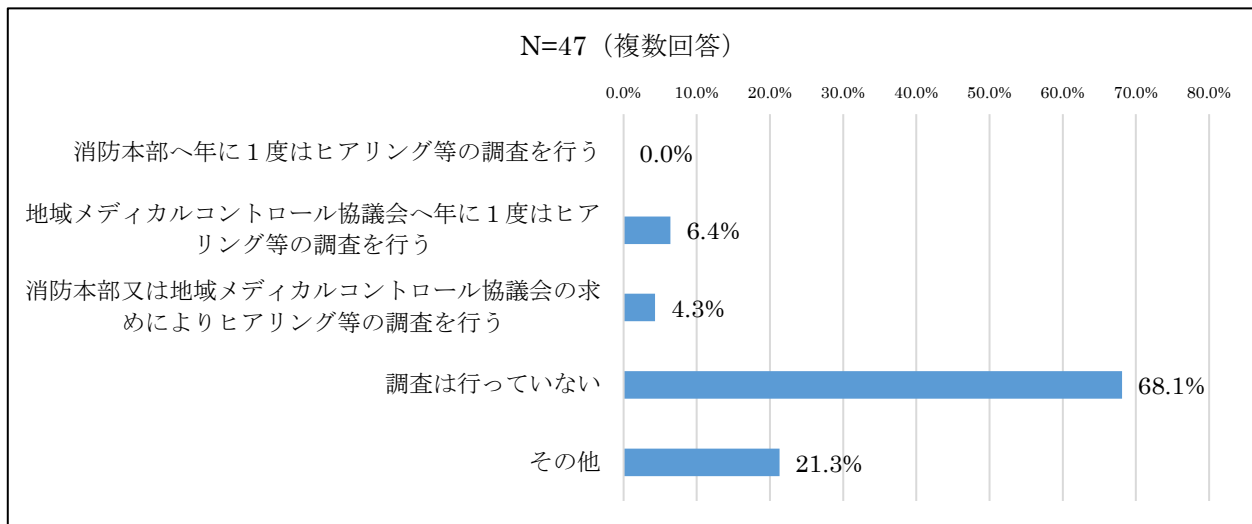


2. オンラインMCに関する取組

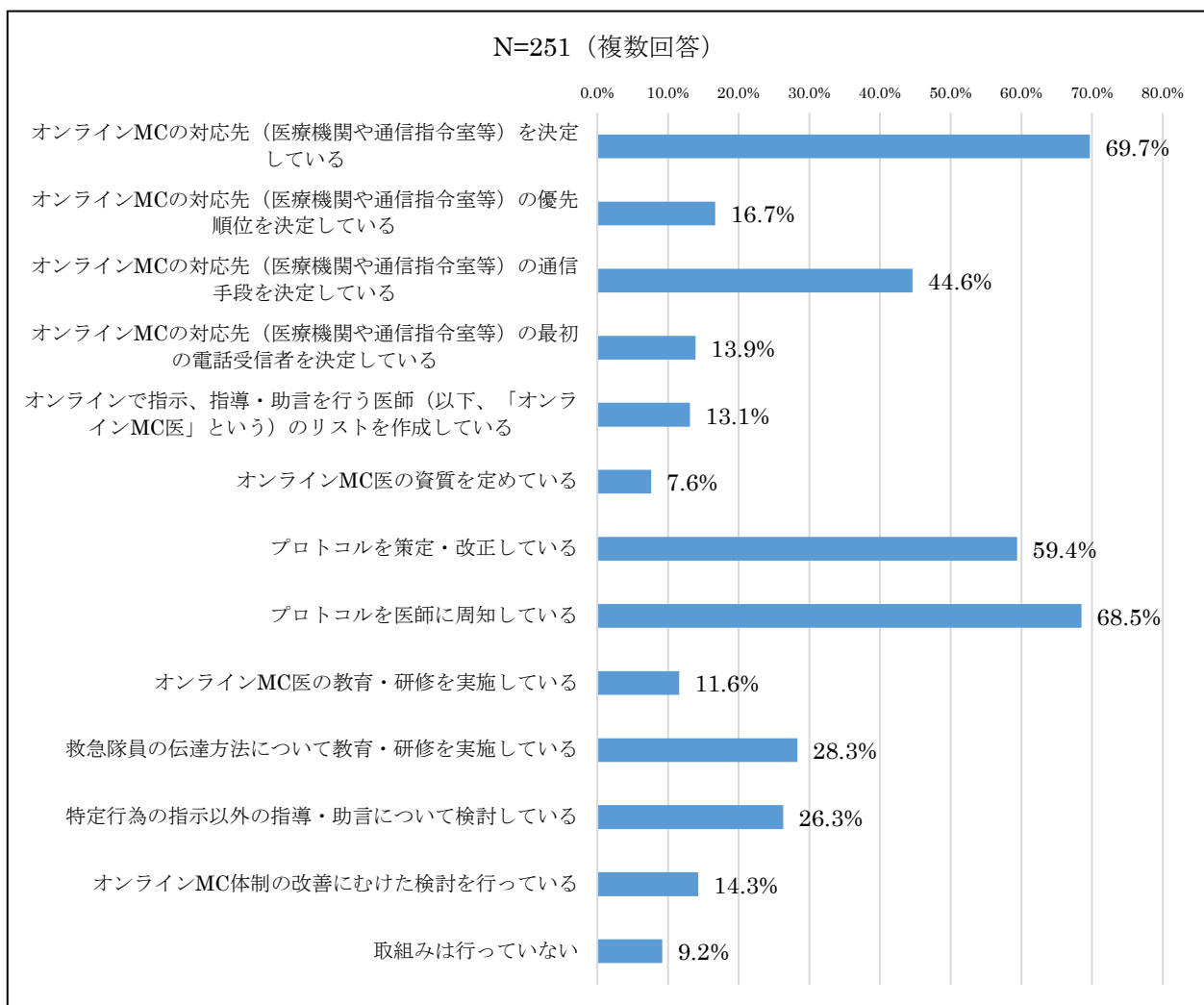
○都道府県MC：「調査は行っていない」が最も多い。

○地域MC：「オンラインMCの対応先（医療機関や通信指令室等）を決定している」、「プロトコルを医師に周知している」の順に多い。

図表8 オンラインMCの取組
(都道府県MC票)



(地域MC票)



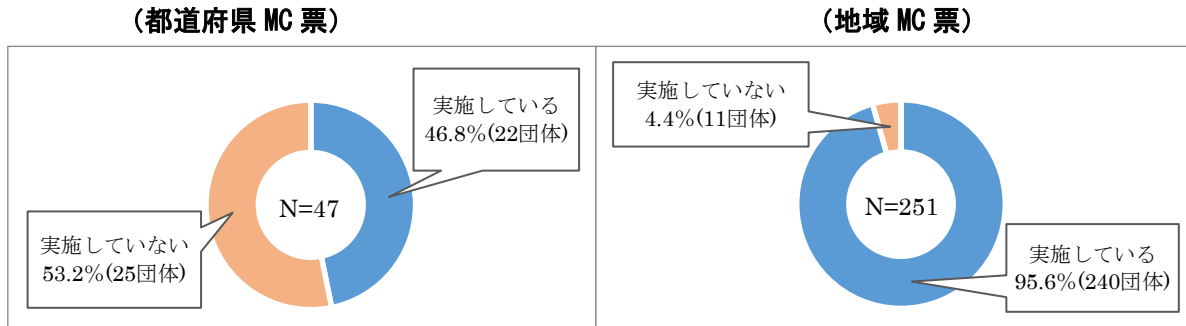
3. 事後検証体制

(1) 医師による事後検証の実施状況

○都道府県MC：22 団体（46.8%）で実施している。

○地域MC：240 団体（95.6%）で実施している。

図表9 医師による事後検証

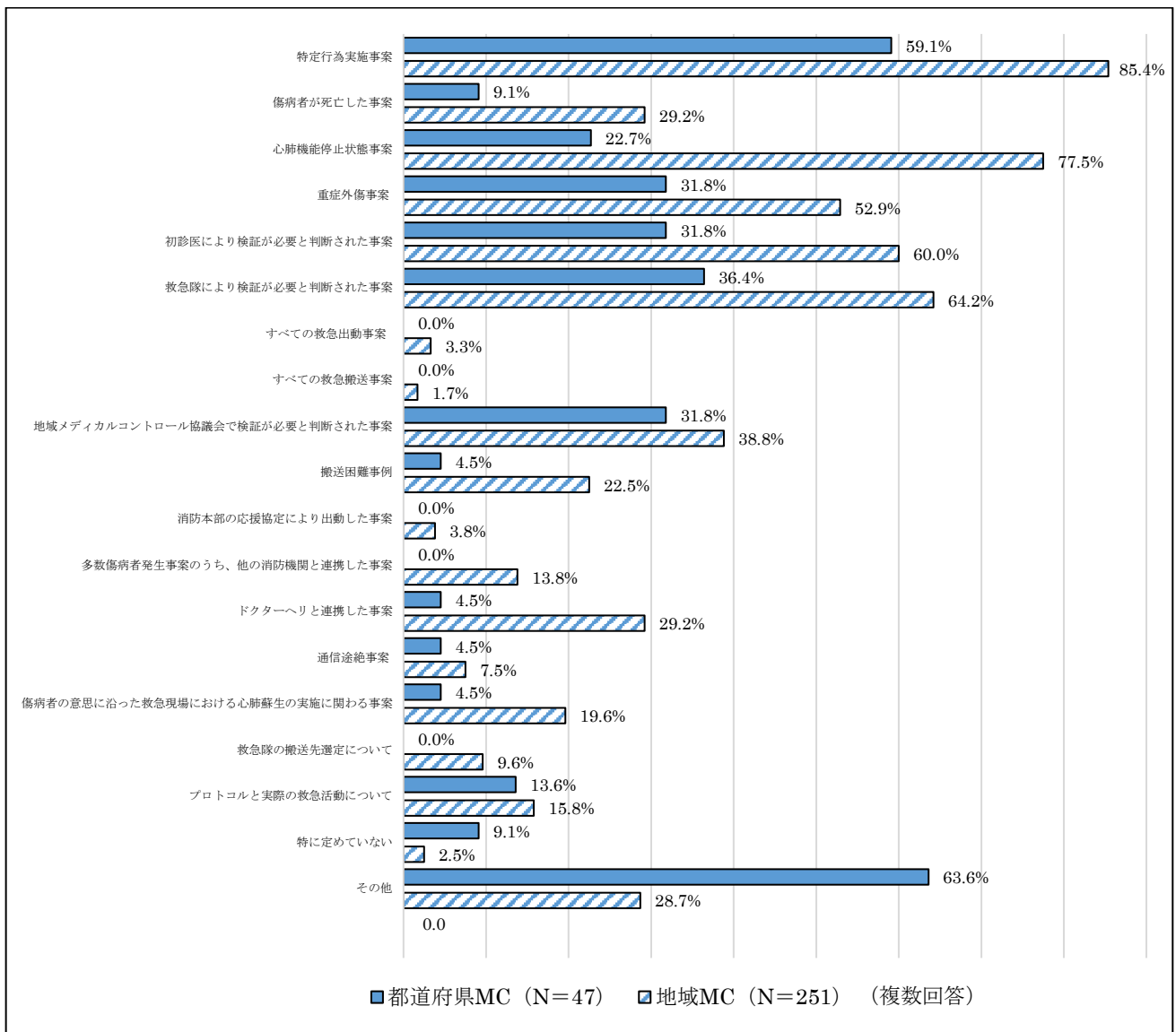


(2) 医師による事後検証の基準

○都道府県MC：「その他」、「特定行為実施事案」の順が多い。

○地域MC：「特定行為実施事案」、「心肺機能停止状態事案」の順が多い。

図表10 医師による事後検証（都道府県MC票、地域MC票）



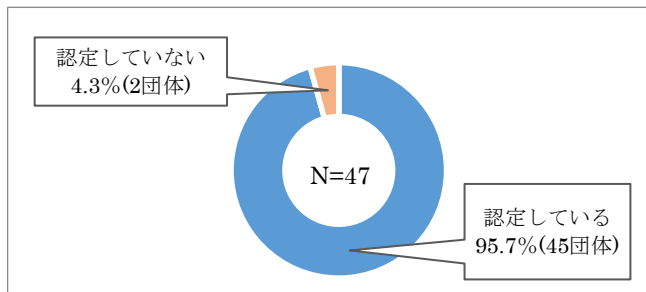
第3節 救急に携わる職員の教育

1. 指導救命士の認定

(1) 指導救命士の認定状況

45 団体 (95.7%) が認定していると回答している。

図表 11 指導救命士の認定状況 (都道府県MC票)



	MC 数	認定者数
指導救命士の認定	45 団体	2,480 人 (※)

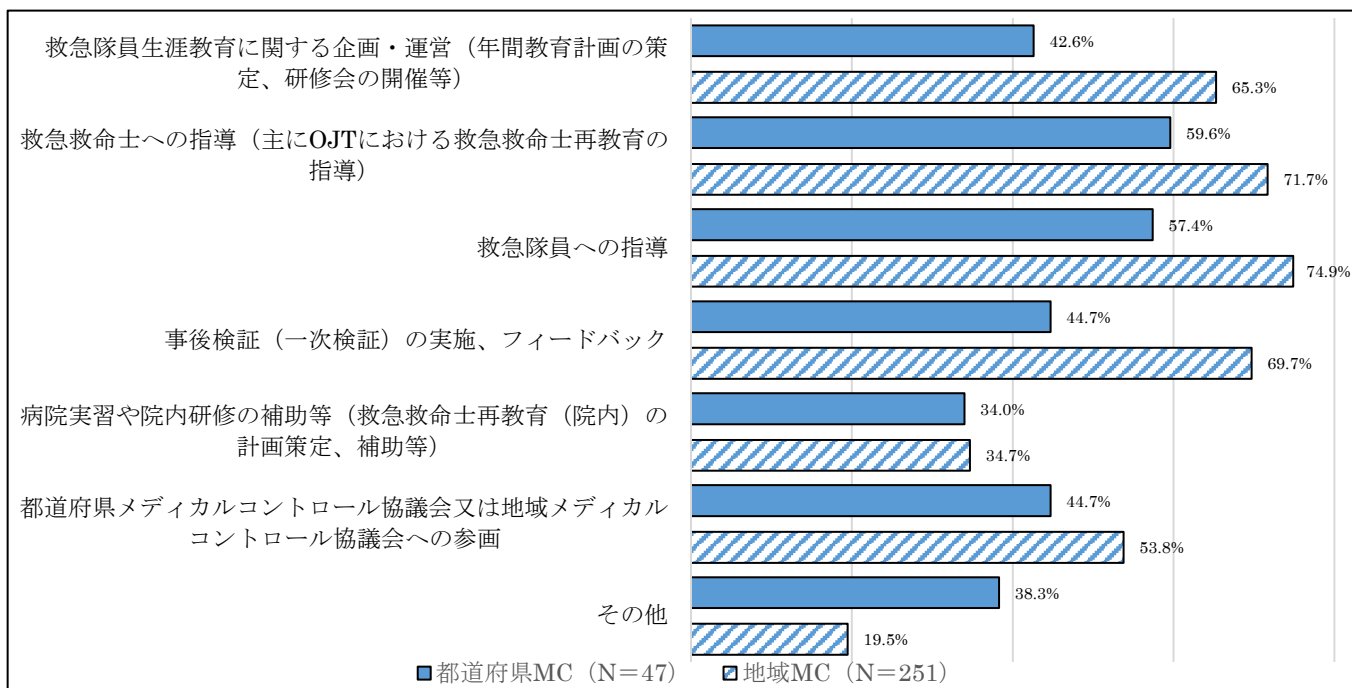
※これまでに認定された指導救命士数 (累計)
(都道府県独自の認定基準も含む)

(2) 指導救命士を活用した取組

○都道府県MC : 「救急救命士への指導」、「救急隊員への指導」の順に多い。

○地 域 M C : 「救急隊員への指導」、「救急救命士への指導」の順に多い。

図表 12 指導救命士を活用した取組 (都道府県MC票、地域MC票)



「その他」に挙げられた回答

(都道府県MC票)

○消防学校等の講師 ○全国規模の研修会への参画 ○ビデオ硬性喉頭鏡追加講習講師 など

(地域MC票)

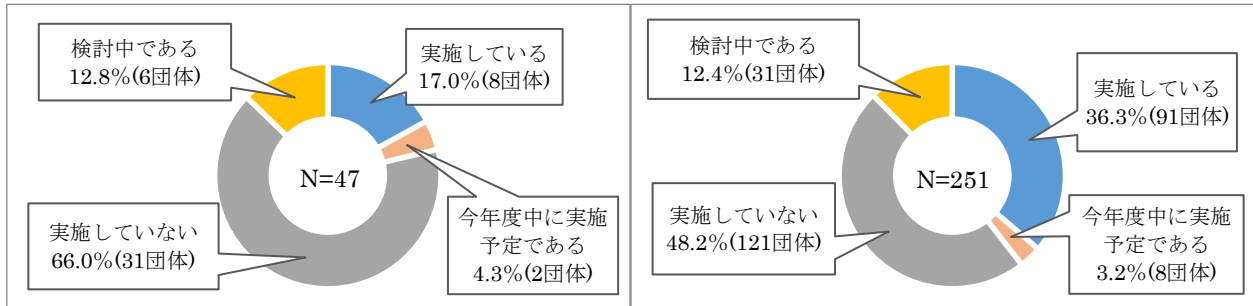
○医療機関との連絡調整 ○通信指令員への教育 ○救急ワークステーションでの教育指導 など

2. 通信指令員の救急に係る教育

(1) 教育の実施状況

○都道府県MCでは8団体（17.0%）、地域MCでは91団体（36.3%）が実施している。

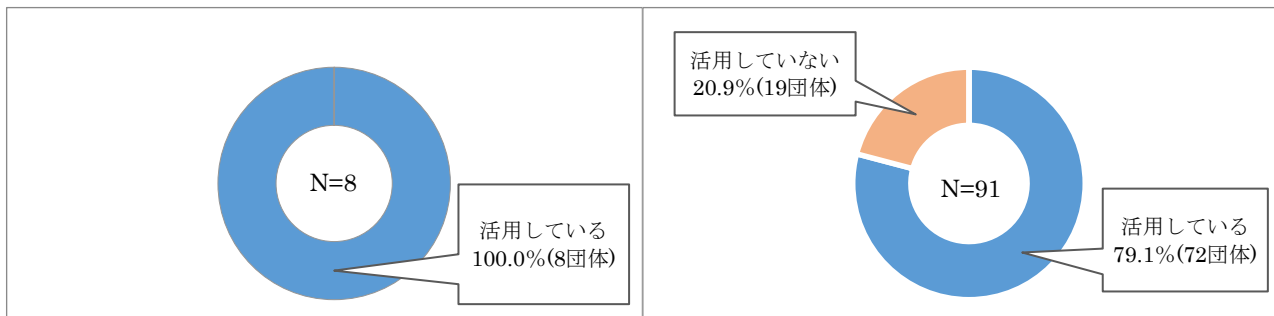
図表 13 通信指令員への救急に係る教育の実施の有無
(都道府県MC票) (地域MC票)



(2) 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」の活用

○都道府県MCでは8団体（100%）、地域MCでは72団体（79.1%）が活用している。

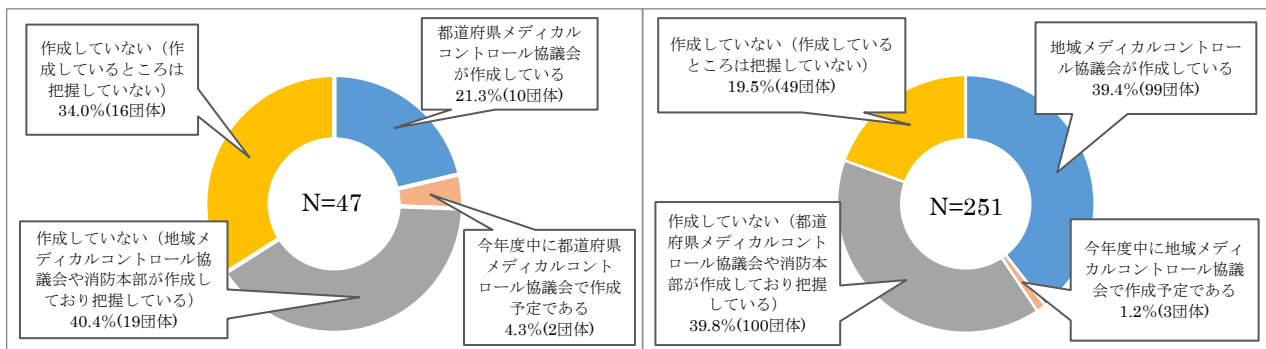
図表 14 通信指令員への救急に係る教育の実施の有無
(都道府県MC票) (地域MC票)



(3) 口頭指導要領の策定

○都道府県MCでは10団体（21.3%）、地域MCでは99団体（39.4%）が策定している。

図表 15 口頭指導要領の策定状況
(都道府県MC票) (地域MC票)



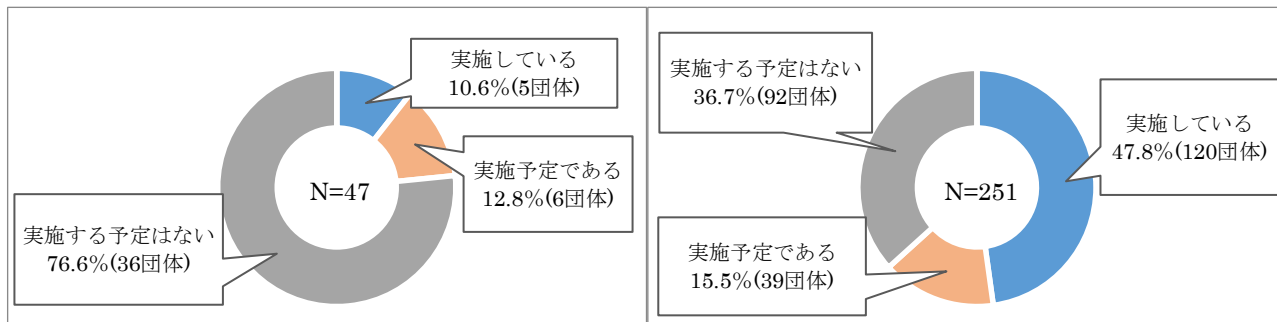
(4) 口頭指導に係る事後検証の実施

○都道府県MCでは5団体(10.6%)、地域MCでは120団体(47.8%)が実施している。

図表 16 口頭指導に係る事後検証の実施状況

(都道府県MC票)

(地域MC票)



3. テロ災害等への対応力向上

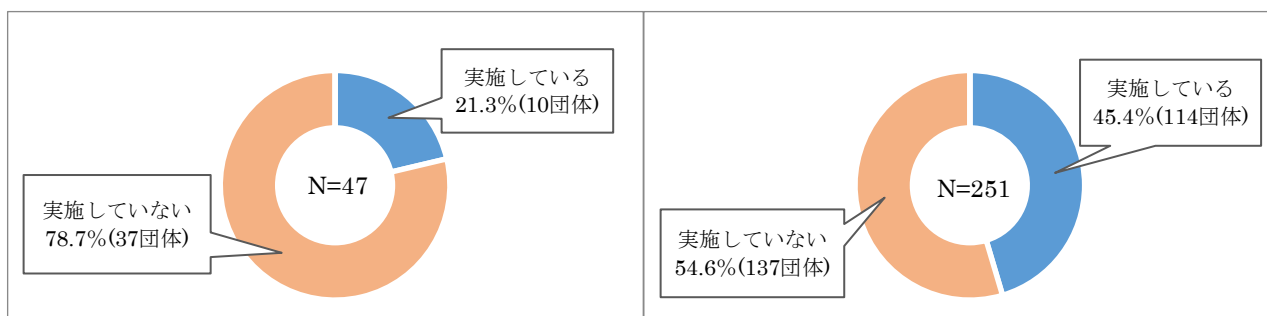
(1) 救命止血帯(ターニケット)の教育状況

○都道府県MCでは10団体(21.3%)、地域MCでは114団体(45.4%)が教育を実施している。

図表 17 救命止血帯(ターニケット)の教育状況

(都道府県MC票)

(地域MC票)



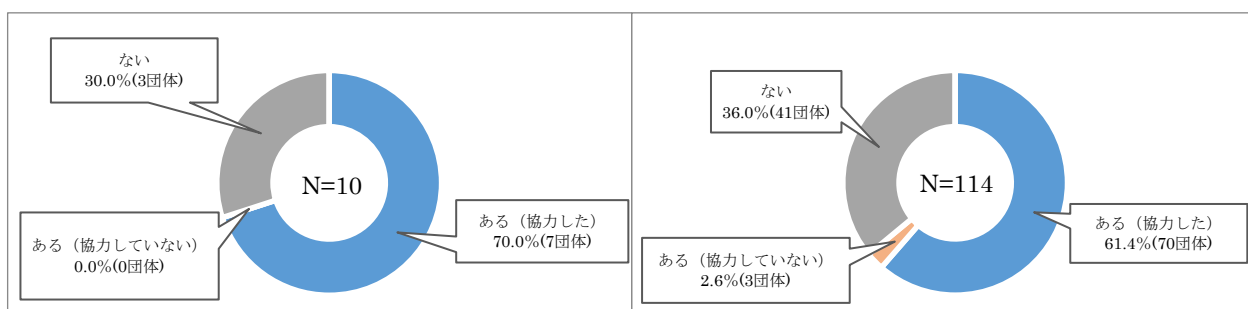
(2) 消防本部からの指導協力要請

○都道府県MCでは、教育を実施している10団体のうち7団体(70.0%)、地域MCでは、114団体のうち70団体(61.4%)が協力要請を受けて教育を実施している。

図表 18 各MC協議会に対する消防本部からの協力要請の状況

(都道府県MC票)

(地域MC票)

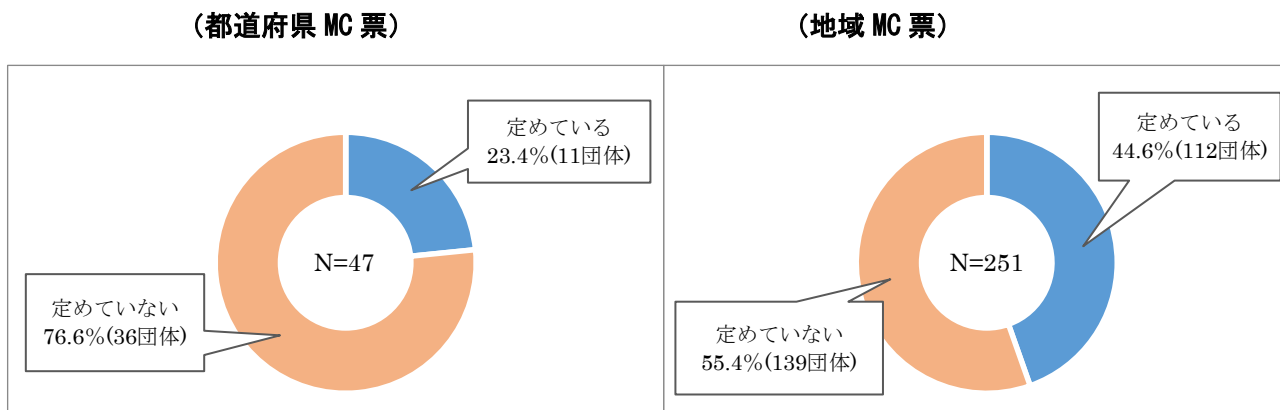


4. 心肺蘇生を望まない傷病者への対応

(1) 対応方針の策定

- 都道府県MC : 11 団体 (23.4%) が定めていると回答した。
- 地 域 M C : 112 団体 (44.6%) が定めていると回答した。

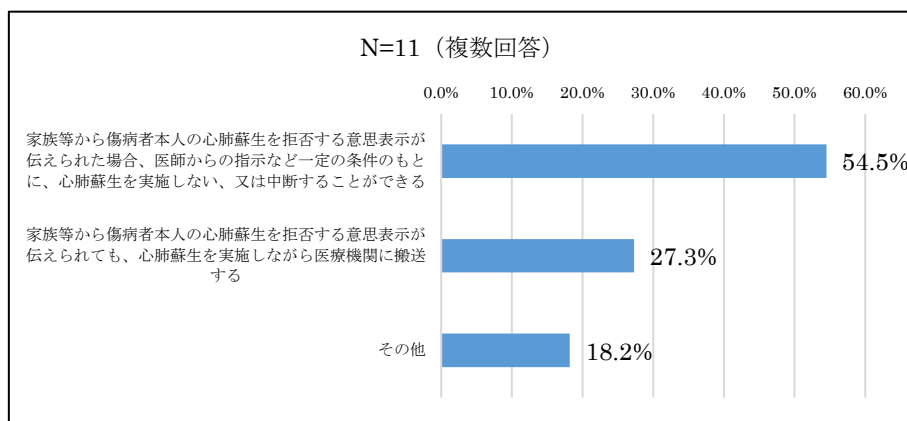
図表 19 対応方針の策定



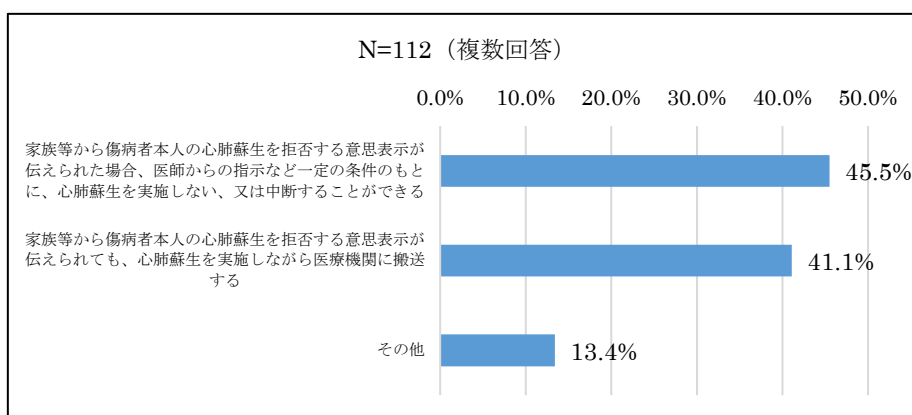
(2) 対応方針の内容

○都道府県MC、地域MCともに改訂された内容としては、「家族等から傷病者本人の心肺蘇生を拒否する意思表示が伝えられた場合、医師からの指示など一定の条件のもとに、心肺蘇生を実施しない、又は中断することができる」の回答が多い。

図表 20 対応方針の内容
(都道府県 MC 票)



(地域 MC 票)



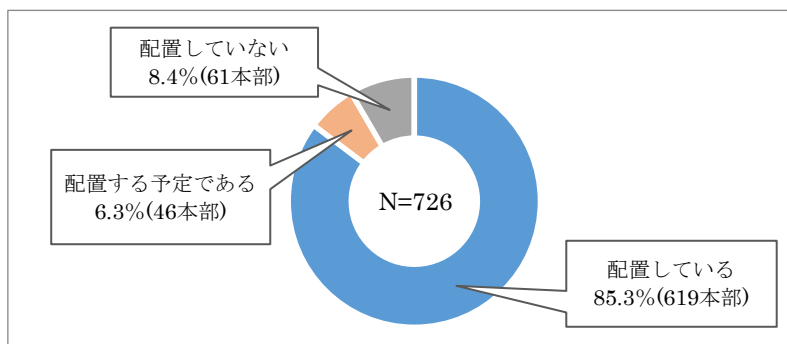
第3章 消防本部の調査結果

第1節 指導救命士

1. 指導救命士の配置

全国の消防本部の中で 619 消防本部（85.3%）が配置している。

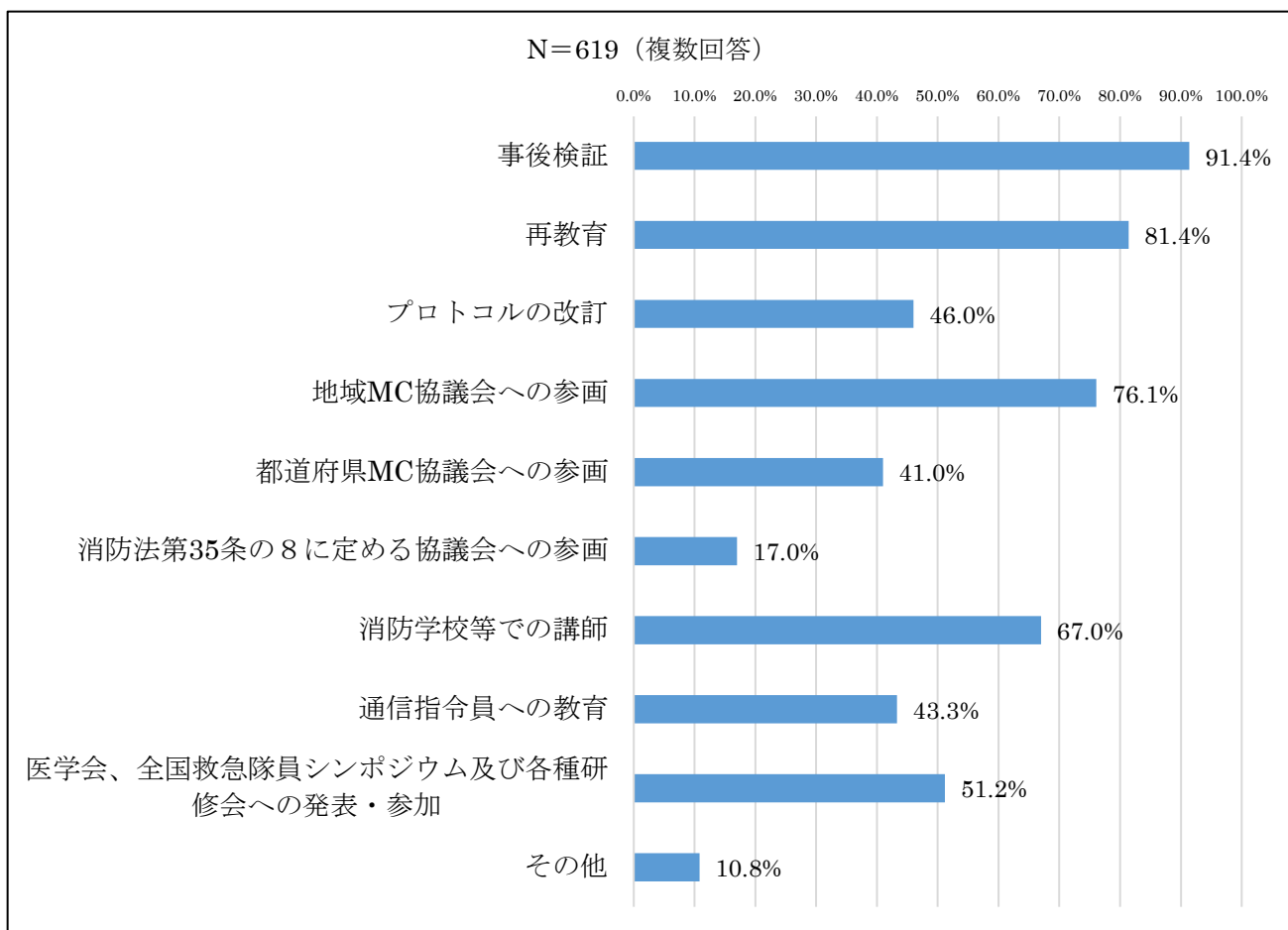
図表 21 消防本部における指導救命士の配置状況（消防本部票）



2. 指導救命士の役割

指導救命士の役割は、事後検証（91.4%）、再教育（81.4%）の順に多い。

図表 22 指導救命士の役割（消防本部票）

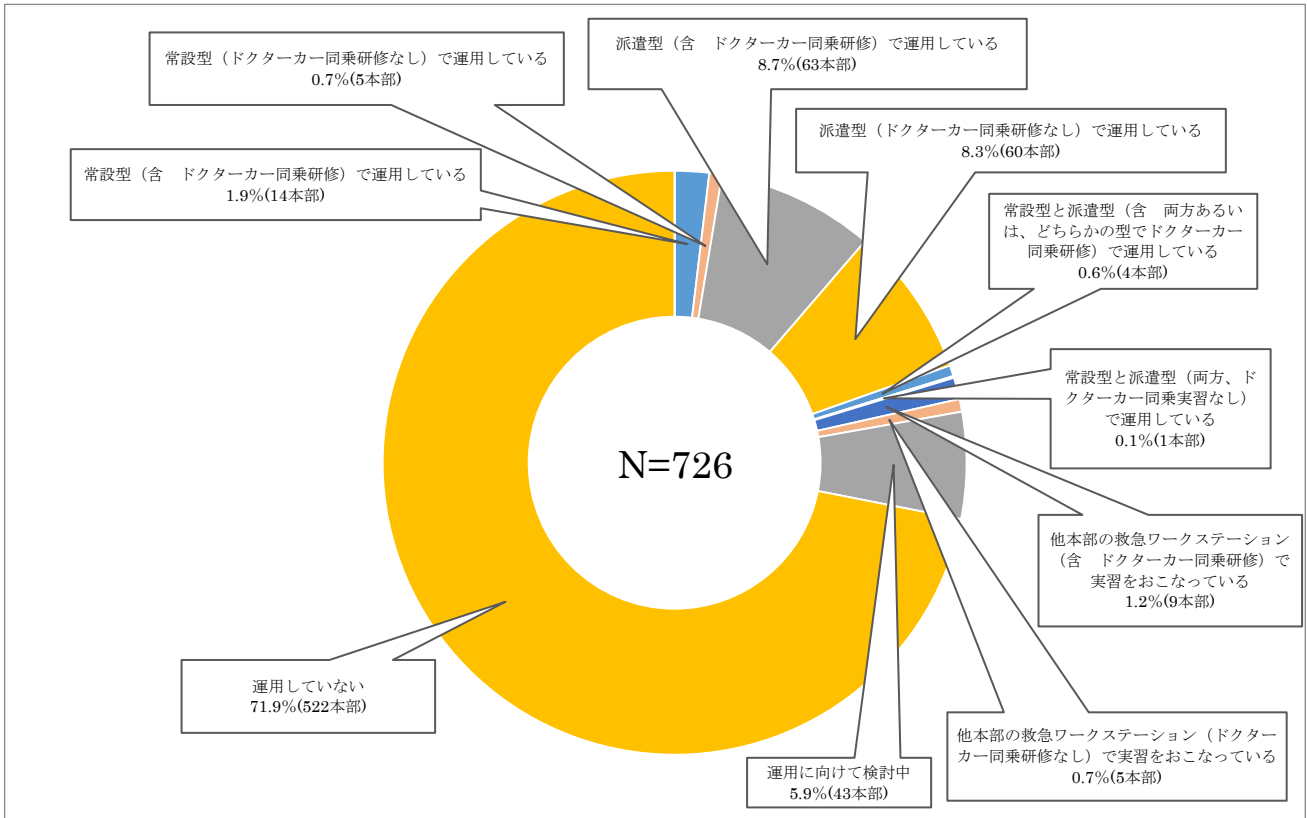


第2節 救急救命士の再教育

1. 救急ワークステーションの運用

常設型（含 ドクターカー同乗研修）で運用している 14 消防本部（1.9%）、常設型（ドクターカー同乗研修なし）で運用している 5 消防本部（0.7%）、派遣型（含 ドクターカー同乗研修）で運用している 63 消防本部（8.7%）、派遣型（ドクターカー同乗研修なし）で運用している 60 消防本部（8.3%）の運用となっている。

図表 23 救急ワークステーションの運用状況（消防本部票）

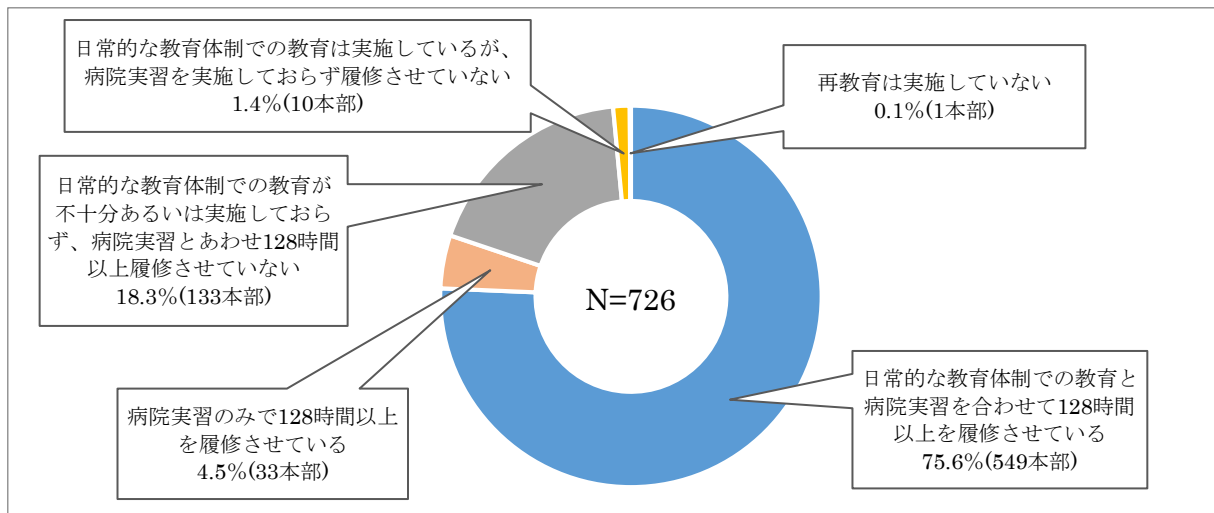


2. 救急救命士の再教育の実施状況

2年間で128時間以上の再教育が行える消防本部は549消防本部（75.6%）となっている。

図表 24 再教育の実施状況（消防本部票）

（128時間以上の再教育実施状況）

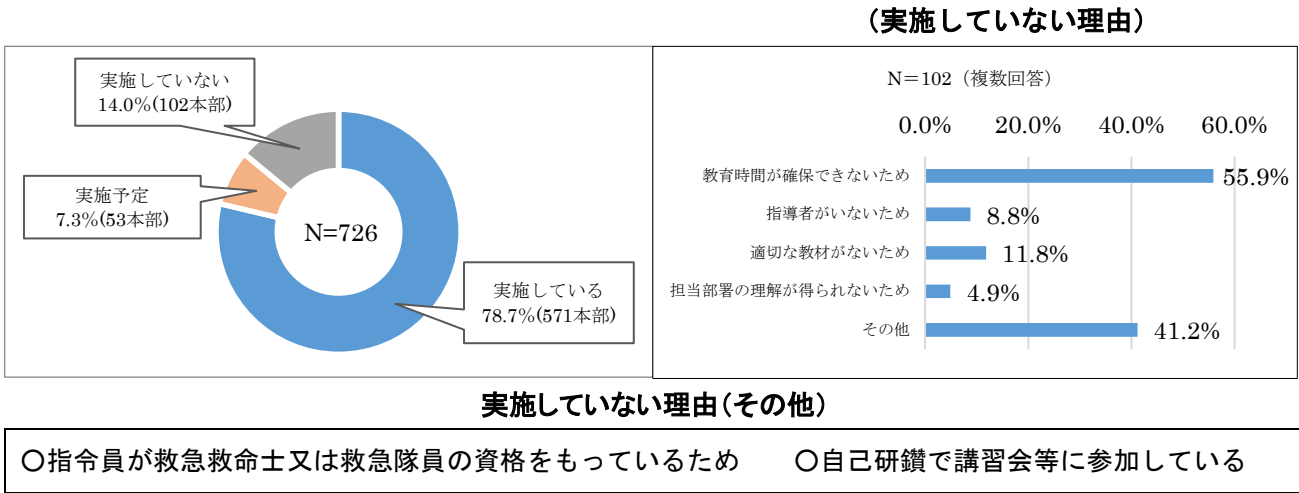


第3節 通信指令員の救急に係る教育及び口頭指導

1. 教育の実施状況

通信指令員の救急に係る教育については、571 消防本部（78.7%）で実施している。

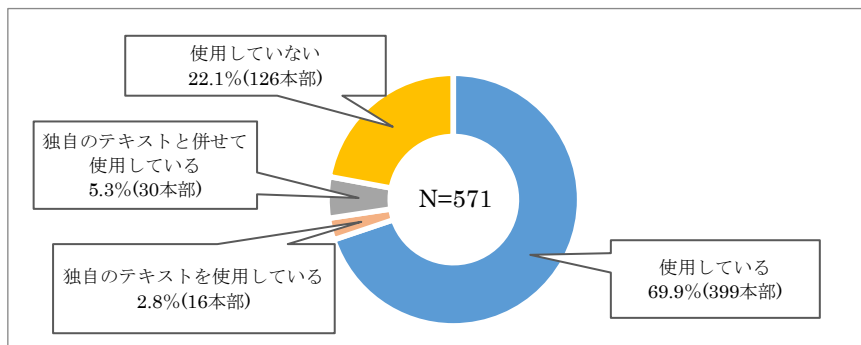
図表 25 通信指令員教育の実施状況（消防本部票）



2. 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」の活用

教育を実施している 571 消防本部のうち、399 消防本部（69.9%）が「通信指令員の救急に係る教育テキスト」を活用している。

図表 26 テキストの活用状況（消防本部票）

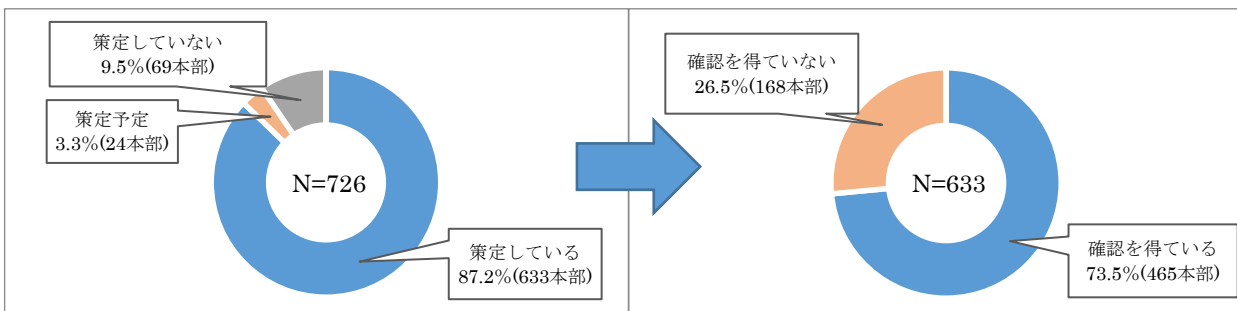


3. 口頭指導要領の策定及び地域MCの確認

全国消防本部の中で 633 消防本部（87.2%）が口頭指導要領を策定している。また、要領を策定している消防本部のうち 465 本部（73.5%）が地域MCによる確認を受け運用している。

図表 27 口頭指導要領の策定状況（消防本部票）

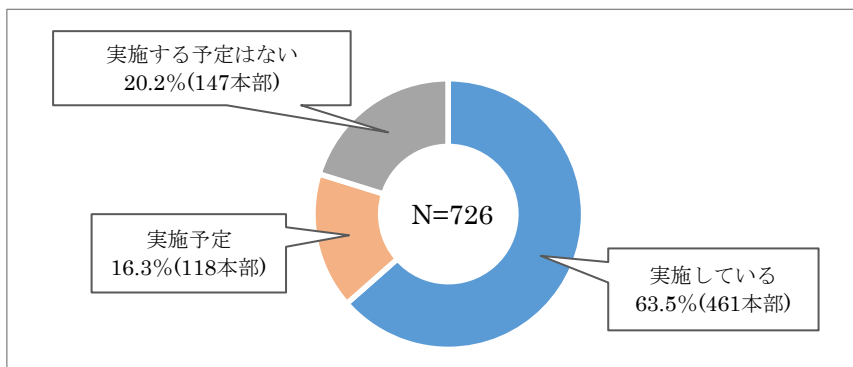
図表 28 地域MCによる確認状況（消防本部票）



4. 口頭指導に係る事後検証の実施

全国の消防本部の中で 461 消防本部 (63.5%) が事後検証を実施している。また、118 消防本部 (16.3%) が実施予定となっている。(令和元年実施している：468 消防本部 64.5%、実施予定：98 消防本部 13.5%)

図表 29 口頭指導の事後検証の実施 (消防本部票)

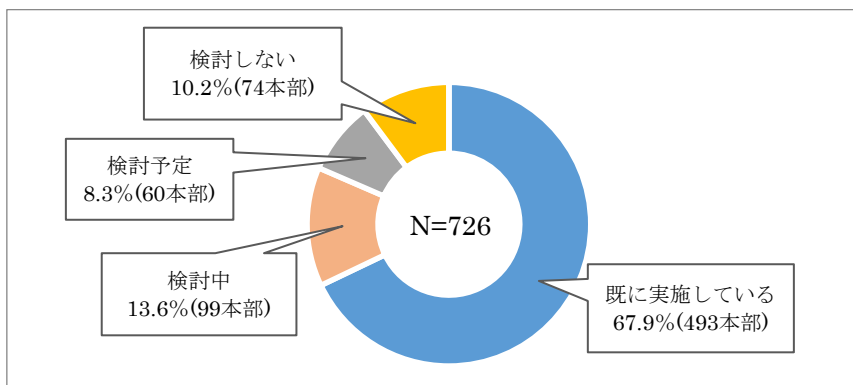


第4節 テロ災害等への対応力向上

1. 救命止血帯 (ターニケット) の教育状況

救命止血帯 (ターニケット) の教育については、493 消防本部 (67.9%) で実施している。

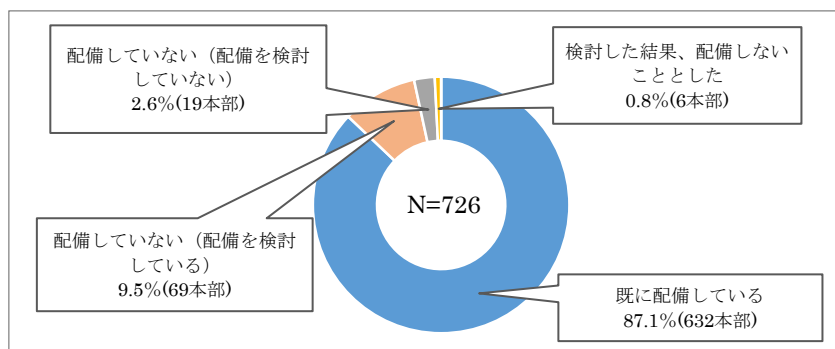
図表 30 救命止血帯 (ターニケット) の教育状況 (消防本部票)



2. 救命止血帯 (ターニケット) の配備状況

全国の消防本部の中で 632 消防本部 (87.1%) が救命止血帯 (ターニケット) を配備している。

図表 31 救命止血帯 (ターニケット) の配備状況 (消防本部票)

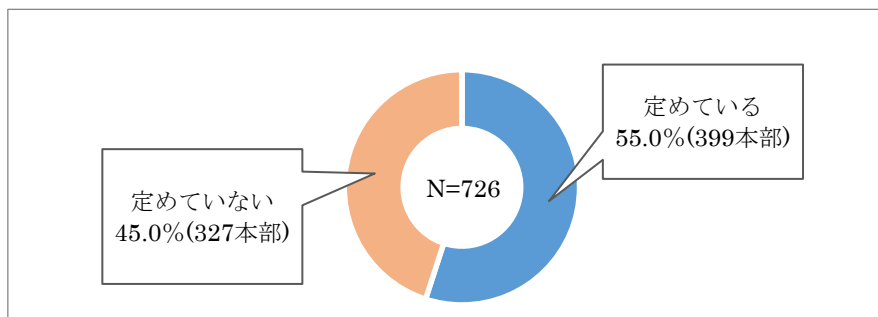


第5節 心肺蘇生を望まない傷病者への対応

1. 対応方針の策定

心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応方針の策定については、399 消防本部（55.0%）が定めている。

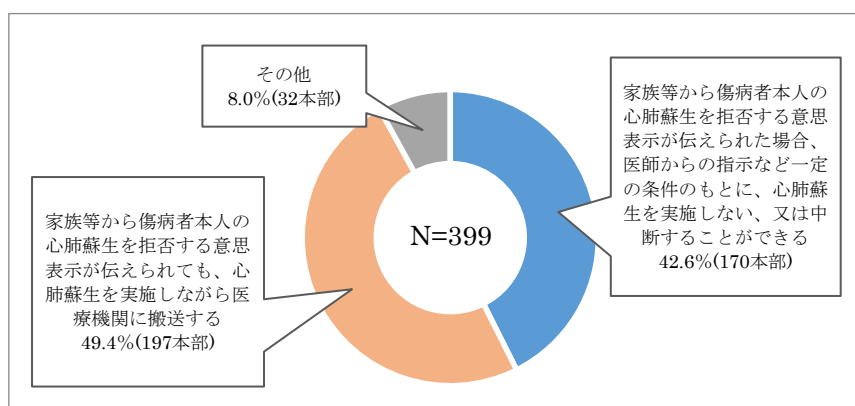
図表 32 対応方針の策定（消防本部票）



2. 対応方針の内容

対応方針を策定している 399 消防本部のうち 170 消防本部（42.6%）が心肺蘇生を実施しない又は中断することができる対応としている。

図表 33 対応方針の内容（消防本部票）

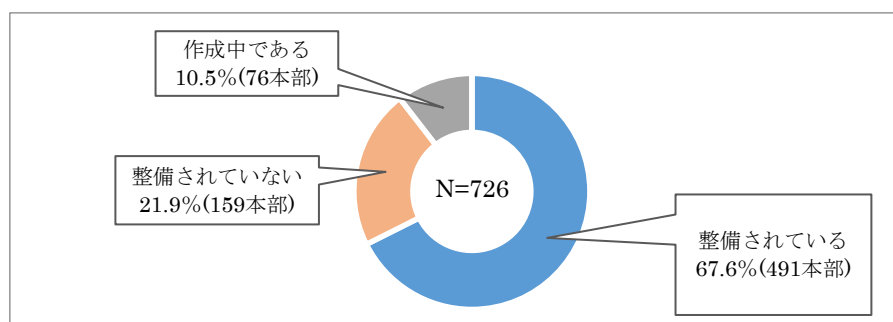


第6節 救急隊の感染防止対策

1. 感染防止対策マニュアルの整備

感染防止対策マニュアルについては、491 消防本部（67.6%）が整備している。

図表 34 感染防止対策マニュアルの整備（消防本部票）



2. 感染防止に関する研修の実施状況

研修を定期的に行っている 89 消防本部（12.3%）と不定期に行っている 420 消防本部（57.9%）を併せると 509 本部（70.2%）となっている。

図表 35 感染防止に関する研修の実施状況（消防本部票）

